

腹腔鏡等手術における施設基準

○ 現在、腹腔鏡下等手術について、施設基準を設けているものには、以下の例がある。

① 第10部手術通則第5号及び第6号の施設基準

特掲診療料の施設基準等（抄）

（平成22年3月5日 厚生労働省告示第73号）

第十二 手術

二 医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準

- (1) 緊急事態に対応するための体制その他当該療養を行うにつき必要な体制が整備されていること。
- (2) 当該保険医療機関内に当該療養を行うにつき必要な医師が配置されていること。
- (3) 当該手術の一年間の実施件数を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。
- (4) 手術を受けるすべての患者に対して、それぞれの患者が受ける手術の内容が文書により交付され、説明がなされていること。

対象となる腹腔鏡下等手術：

- ・ 胸腔鏡下肺悪性腫瘍手術
- ・ 胸膜胼胝切除術（胸腔鏡によるもの）
- ・ 胸腔鏡下膿胸腔搔爬術
- ・ 食道腫瘍切除術（胸腔鏡または腹腔鏡によるもの）
- ・ 腹腔鏡下食道裂孔ヘルニア手術